資料４－５

２８ス国際第１３号
総行地第１７９号
平成２８年１２月９日

各都道府県担当部局長 殿
（スポーツ担当課・財政担当課・市町村担当課扱い）

スポーツ庁国際課長

（印影印刷）

総務省地域力創造グループ地域振興室長

（印影印刷）

ラグビーワールドカップ 2019 における
地域交流推進要綱の策定等について（通知）

ラグビーワールドカップは、オリンピック・パラリンピック競技大会やサッカーワールドカップと並んで３大国際スポーツ大会の 1 つとして世界中から大きな注目を集めるものであり、大会と連携した地域交流・地域活性化施策などにより、大会開催の効果を全国に普及させることが期待されております。

このたび、別添１のとおり「ラグビーワールドカップ 2019 における地域交流推進要綱」を策定しました。あわせて、平成 29 年度以降のラグビーワールドカップ 2019 に係る地方財政措置の考え方について別添２のとおり取りまとめました。

各地方公共団体におかれましては、これらを参考にしていただき、ラグビーワールドカップ 2019 の準備及び運営について格別の配慮をお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、本通知の趣旨について周知されるようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（別添１）

ラグビーワールドカップ2019における地域交流推進要綱

第１　趣旨

ラグビーワールドカップ2019（以下「大会」という。）の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む。以下同じ。）と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を推進することにより、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図るとともに、震災復興及び地方創生等に貢献することが期待されている。

本要綱は、このような地域交流を積極的に推進することを目的に策定するものであある。

第２　地域交流

地域交流とは、大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッド（以下、「RWCL」という。）に承認された地方公共団体（以下、「開催自治体」という。）又は大会の公認チームキャンプ候補地としてRWCLに承認された地方公共団体（以下、「公認キャンプ候補地自治体」という。）が行う、住民等と次に掲げる者との交流及び当該交流に伴い行われる取組であって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとする取組をいう。

ア　大会等に参加するために来日する選手等

イ　大会参加国・地域の関係者

ウ　日本代表チームの選手等

第３　交流計画

（１）第２の地域交流の取組を実施するにあたって、スポーツ庁及び総務省の支援を希望する開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体は、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）を通じ、スポーツ庁に対し、交流計画を提出することができる。

（２）交流計画には次に掲げる事項を記載する。

ア　交流の相手国に関する内容

イ　行おうとする交流及び当該交流に伴い行われる取組の内容

ウ　その他交流の実施に必要と認められる事項

（３）スポーツ庁は、交流計画に記載された事項を確認・審査し、当該計画が確実かつ

大会後も継続的に実施される見込みがある場合は、地域交流の取組の実施に対してスポーツ庁及び総務省の支援の対象とする。なお、確認・審査に当たっては、スポーツ庁はあらかじめ大会組織委員会の意見を聴くものとする。

（４）スポーツ庁は、（３）に基づき支援の対象とした場合は、その概要等について総務省に通知するとともに、インターネットその他の方法により公表する。

（５）前４項の規定は、交流計画を変更する場合に準用する。

第４　スポーツ庁及び総務省の取組

（１）スポーツ庁

スポーツ庁は、大会組織委員会と協力し、大会における地域交流の取組の推進を行うことに意向を持つ団体及び第３に基づき支援の対象とされた開催自治体並びに公認キャンプ候補地自治体の地域交流に関する相談に応じる窓口を設置する。

（２）総務省

総務省は、第３に基づき支援の対象とされた開催自治体及び公認キャンプ候補地自治体に対して地方財政措置を講じる。

（別添２）

ラグビーワールドカップ2019に係る地方財政措置の考え方について

１．　大会の開催都市としてラグビーワールドカップリミテッド（以下、「RWCL」という。）に承認された地方公共団体（以下、「開催自治体」という。）及び大会の公認チームキャンプ候補地としてRWCLに承認された地方公共団体（以下、「公認キャンプ候補地自治体」という。）の地域交流等の取組に対する特別交付税措置

（１）対象団体

開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体

（地域交流については、ラグビーワールドカップ2019における地域交流推進要綱（以下「要綱」という。）第３に基づき、スポーツ庁が支援の対象と認めている地方公共団体であること。）

（２）対象経費

（地域交流）

要綱第３に基づく交流計画に記載した取組に要する以下のような経費を対象とする（一般職員の旅費など行政の内部管理経費は対象外）。

・歓迎イベントの実施に要する経費
・選手団による現地体験に要する経費
・競技イベントの開催に要する経費
・ボランティアの研修に要する経費　等

（公認キャンプ実施）

公認キャンプ実施のための基準を満たすトレーニング施設の確保や必要な環境整備に要する以下のような経費を対象とする。

・トレーニング機器のレンタルに要する経費
・トレーニング施設としての民間施設利用に要する経費
・セキュリティ確保に要する経費（フェンス設置費など）　等

（３）措置額

対象経費の一般財源合計額の２分の１

２．開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体が行う施設改修に係る地方債措置

（１）対象団体

開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体

（いずれも公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体であること。）

（２）対象事業

① 開催自治体においては、既存のスポーツ施設を「会場建設等に関する運営計画」が求める必須条件に適合させるために必要不可欠な改修事業。

② 公認キャンプ候補地自治体においては、既存のスポーツ施設を公認チームキャンプ地ガイドラインの基準（必須条件に限る。）に適合させるために必要不可欠な改修事業。

※ 「会場建設等に関する運営計画」とは、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会が開催自治体と協議の上策定し、RWCLにより承認された運営計画のことをいう。

※ 施設の新設は対象外。

※ その他、仮設施設や収益性のある施設の整備事業は対象外となるなど、地域活性化事業債の取扱いに準じる。

（３）地方債措置

地域活性化事業債（充当率90％、交付税措置率30％）